

記 者 提 供 資 料
平成 30 年 (2018 年) 1 月 17 日
福 祉 政 策 室 福 祉 総 務 課 T E L : 9 1 8 - 5 0 2 5 (菅野 : 2253、浮田 : 2218)

聴覚障害のある方を対象とした防災訓練の実施について

1 目 的

災害発生時に必要となる「身を守る行動」「避難」「コミュニケーション」等について、過去に実施した防災訓練を踏まえ、聴覚障害者自らが考え実践することで、それらの習得を目指す。

また、訓練のサポートや避難所受入等を通じて、災害時における市の聴覚障害者への対応力の向上を図る。

2 訓練日時

平成 30 年 1 月 20 日 (土) 午前 10 時から 11 時 30 分まで

※雨天決行、気象警報発表時は中止

3 場 所

市立総合福祉センター (明石市貴崎 1 丁目 5 - 1 3)

4 参加者

聴覚障害者、手話通訳者、要約筆記者、市職員 (援護部)

5 想 定

地域の集会所において聴覚障害者 (明石ろうあ協会、明石難聴者の会) が会合を開いていたところ、南海トラフを震源とする地震が発生した。明石市でも震度 6 強の大きな揺れを観測し、家屋倒壊や死傷者など多数の被害が発生しているほか、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された。

6 訓練概要

- (1) 地域の集会所 (技能習得室 1) にて地震による揺れを感じ、各自で自分自身の安全を確保する行動を取る
- (2) 揺れが収まった後、けが人の有無等参加者どうしで安否の確認を行い、安全に留意しながら一時避難地 (北側駐車場) へ避難する
- (3) 一時避難完了後、再度安否の確認や家族への連絡などを行い、その後避難所 (大会議室) に向けて避難する
- (4) 避難所で指定避難所要員による受付を行い、避難者名簿及び要配慮者確認票を記入する
- (5) 訓練の振り返り及び防災研修を行う

※ (1) ~ (4) については、基本的に聴覚障害者自らが考えて行動してもらうものとし、市職員は必要に応じて、随時助言等のサポートを行う。